

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年3月23日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し広域連合長が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第3条の広域連合の機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 法第87条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(開示決定等の期間の延長)

第7条 条例第5条第2項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（様式第6号）によるものとする。

2 条例第6条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（様式第7号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第8条 法第85条第1項における他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第85条第1項の開示請求者への通知に係る書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者保護に関する手続）

第9条 広域連合長は、法第86条第1項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第10号）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第11号）によるものとする。

3 広域連合長は、法第86条第2項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第12号）により行うものとする。

4 法第86条第3項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（様式第13号）によるものとする。

（文書等の写しの交付方法）

第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

(2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付

(3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（電磁的記録の開示方法）

第11条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録が録音テープ又はビデオテープの場合 視聴又は写しの交付

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写することが容易であるときは、視聴又は写しの交付の方法により開示を行うことができる。

(閲覧の制限等)

第12条 広域連合長は、保有個人情報記録されている文書の閲覧又は視聴をする者が当該文書又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(費用負担に係る額)

第13条 条例第8条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

区分		費用の額
乾式複写機による 写し	単色刷り	A3版まで1面につき10円
	多色刷り	A3版まで1面につき50円
その他の写し		写しの作成に要する実費に相当する額
写しの送付に要する費用		写しの送付に要する実費に相当する額

(送付に要する費用の納付方法)

第14条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書により現金を指定金融機関等又は会計管理者等に納付する方法とする。

(保有特定個人情報の開示に係る費用負担の減免)

第15条 条例第7条第2項の規定により、保有特定個人情報の開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示に係る費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、法第82条第1項の規定による通知を受け取った後、遅滞なく当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書（様式第14号）を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定による費用の減額又は免除の承認又は不承認の通知は、それぞれ保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書（様式第15号）又は

保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書（様式第16号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求書）

第16条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第17号）によるものとする。

2 条例第8条の広域連合の機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- （2） 訂正請求をする者の連絡先
- （3） 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第17条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第18号）によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第19号）によるものとする。

（訂正決定等の期間の延長）

第18条 法第94条第2項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報訂正請求）（様式第20号）によるものとする。

2 法第95条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報訂正請求）（様式第21号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第19条 法第96条第1項における他の行政機関の長への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第96条第1項の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（様式第23号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第20条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第24号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第21条 法第99条の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第25号）によるものとする。

2 条例第9条の広域連合の機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 利用停止請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第26号）によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第27号）によるものとする。

(利用停止決定等の期間の延長)

第23条 法第102条第2項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（様式第28号）によるものとする。

2 法第103条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（様式第29号）によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第24条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会諮問通知書（様式第30号）によるものとする。

(運用状況の公表)

第25条 広域連合長は、毎年1回、広域連合の機関における法の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、次の事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 個人情報保有事務の届出件数
- (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- (3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の件数
- (4) 審査請求の件数及びその処理状況
- (5) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

第2条 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第6号）は、廃止する。

(開示等の請求の手續に関する経過措置)

第3条 前条の規定の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「旧

条例」という。)に規定する個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止に係るこの規則による廃止前の群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第8条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。

- (1) 旧条例第12条の規定による開示の請求
- (2) 旧条例第16条の規定による訂正の請求
- (3) 旧条例第17条及び第17条の2の規定による削除の請求
- (4) 旧条例第18条及び第18条の2の規定による利用等の中止の請求

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する		

提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合長

請求者氏名
住所又は居所
〒 -

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 （ <input type="checkbox"/> 事務所における開示 開示を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送付による交付 （希望する交付方法を上記2点からご選択ください））
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 （代理人による開示請求の場合のみ記入してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの送付による開示 準備日数及び送付費用	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 代理人が開示を受ける際は、注1の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①事務所における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの送付による開示 準備日数及び送付費用	
開示しない部分の概要及びその理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 事務所で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 代理人が開示を受ける際は、注1の書類に加え、代理人の資格を証明する書類も持参してください。
- 3 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

決定期間延長通知書
(保有個人情報開示請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号。以下「施行条例」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
施行条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報開示請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号。以下「施行条例」という。）第6条の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
施行条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
施行条例第6条第1項を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合長

氏名
住所又は居所
〒 -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日 付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意	見
<p>（該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は（1）欄及び（2）欄も記載してください。）</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>（1） 開示により支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）がある具体的理由</p>	
<p>（上記の他に意見があればお書きください。）</p>	

- 注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（法第86条第2項適用）第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました。保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合長

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号）第7条第2項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）を申請します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）を求める額 ただし、2,000円を限度とする。	
減額又は免除を求める理由 ア又はイのいずれかに○印を付し、 イの場合は具体的な理由を記入してください。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。 イ その他（具体的な理由）

- 注 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付してください。
- 2 この申請書は、保有個人情報開示決定通知の交付を受けた後、遅滞なく（遅くとも開示が実施される前までに）提出してください。

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付で申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号）第7条第2項の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額（免除）をする額	
減額又は免除を承認する理由	

特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）については群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号）第7条第2項の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示決定のあった特定個人情報の内容	
減額又は免除を承認しない理由	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合長

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

〔代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間延長通知書
（保有個人情報訂正請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

決定期間特例延長通知書
（保有個人情報訂正請求）

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法律第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法律第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）群馬県後期高齢者医療広域連合長

請求者氏名
住所又は居所
〒 -〔代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 （代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所 4 本人の電話番号
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において群馬県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、群馬県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報利用停止請求)

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法律第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

あなたからの審査請求について、次のとおり群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となった 決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	